

令和7年11月市議会 建設水道委員会資料

第196号議案 長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正案の概要	2
2 新旧対照表	3
3 減渇水対策の概要	4～10
4 スケジュール	11

まちづくり部
令和7年11月

1 条例改正案の概要

(1) 経緯

- ・九州新幹線西九州ルート建設事業のトンネル工事に起因し、平成26年頃から東長崎地区において農業用水の渴水が発生したことから、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構九州新幹線建設局（以下「機構」という。）が機能補償として井戸や貯水タンク、送配水管などの農業用渴水対策施設（以下「対策施設」という。）を整備している。
- ・対策施設については、その大部分を令和8年度から本市が維持管理することとなっており、令和7年度末に機構より移管を受ける予定となっている。
- ・対策施設の維持管理等に要する費用については、国の補償基準に則り令和7度末に機構より本市に補償金として支払われることになるため、その補償金を基金へ積み立てるもの。

(2) 改正理由

九州新幹線西九州ルート農業用渴水対策施設の維持管理に要する経費の財源に充てるための基金を設置するもの。

(3) 基金の使途

- ア 対策施設の維持管理に要する費用
- イ 上記アに関連する事務費等

(4) 財源及び積立予定額

- ア 財 源 機構より受領する補償金
(令和7年度一括払い)
- イ 積立予定額 約 2,300,000千円

(5) 施行

施行期日 公布の日

2 新旧対照表

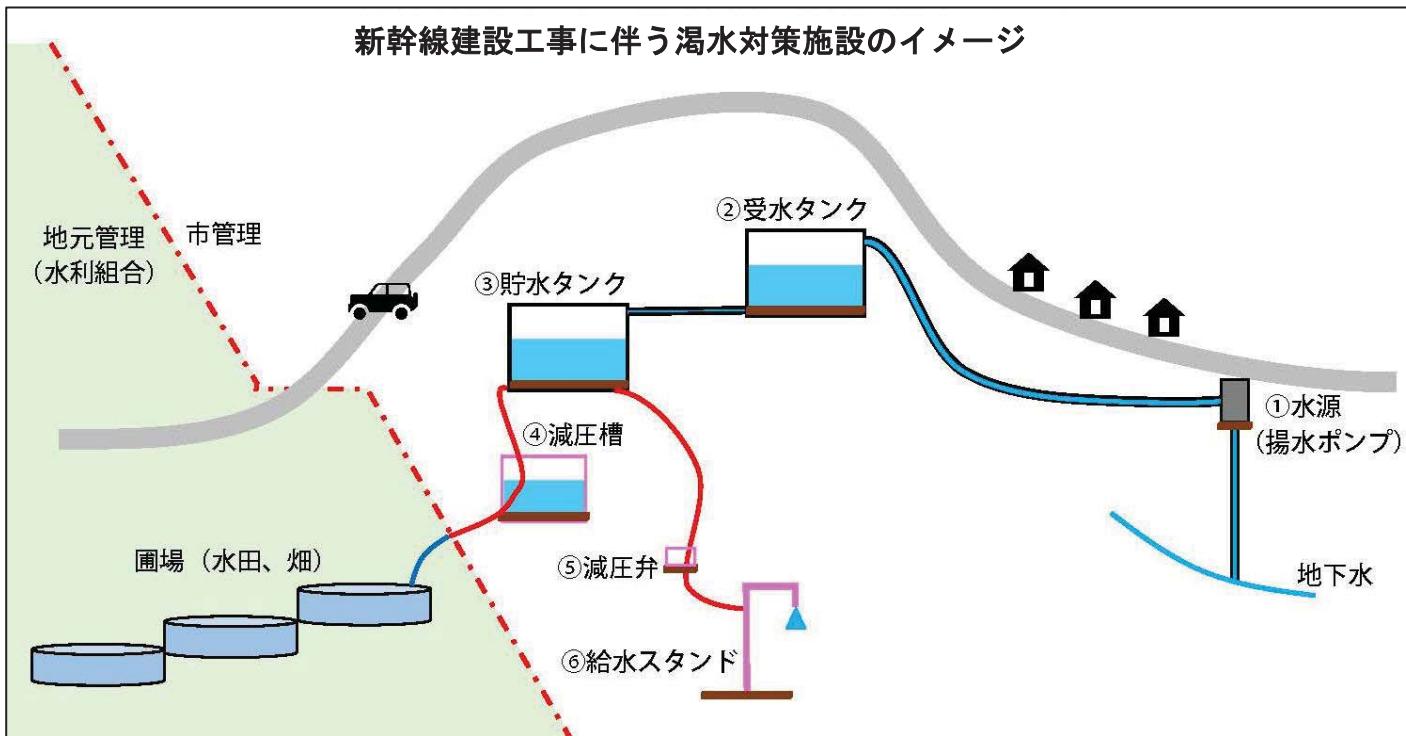
改正後（案）	現 行																				
<p>○長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 本市は、別に定めるものを除くほか、次のとおり基金を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>目的</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td></td><td>〔中略〕</td></tr> <tr> <td>火葬場利用環境向上基金</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>九州新幹線西九州ルート農業用渴水対策施設維持管理基金</td><td>九州新幹線西九州ルート農業用渴水対策施設の維持管理に要する経費の財源に充当する。</td></tr> </tbody> </table> <p>第2条～7条 〔略〕</p>	名称	目的	財政調整基金	〔略〕		〔中略〕	火葬場利用環境向上基金	〔略〕	九州新幹線西九州ルート農業用渴水対策施設維持管理基金	九州新幹線西九州ルート農業用渴水対策施設の維持管理に要する経費の財源に充当する。	<p>○長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 本市は、別に定めるものを除くほか、次のとおり基金を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>目的</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td></td><td>〔中略〕</td></tr> <tr> <td>火葬場利用環境向上基金</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td></td><td>〔新設〕</td></tr> </tbody> </table> <p>第2条～7条 〔略〕</p>	名称	目的	財政調整基金	〔略〕		〔中略〕	火葬場利用環境向上基金	〔略〕		〔新設〕
名称	目的																				
財政調整基金	〔略〕																				
	〔中略〕																				
火葬場利用環境向上基金	〔略〕																				
九州新幹線西九州ルート農業用渴水対策施設維持管理基金	九州新幹線西九州ルート農業用渴水対策施設の維持管理に要する経費の財源に充当する。																				
名称	目的																				
財政調整基金	〔略〕																				
	〔中略〕																				
火葬場利用環境向上基金	〔略〕																				
	〔新設〕																				

3 湿水対策の概要

(1) 位置図



(2) 対策施設について



施設名	機能
① 水源 (揚水ポンプ)	地下水を汲み上げる場所 (井戸、トンネル湧水)
② 受水タンク	水源から取水した水を一旦貯めるための水槽
③ 貯水タンク	水源または受水タンクから送られた水を、再度貯めるための水槽
④ 減圧槽	貯水タンクと圃場 (水田、畑) の高低差による水圧を調整するための水槽
⑤ 減圧弁	貯水タンクと圃場 (水田、畑) の高低差による水圧を調整するための設備 (減圧槽を設けない場合)
⑥ 給水スタンド	圃場 (水田、畑) とは別に給水を行うための設備

(3) 対策施設の写真

①水源（揚水ポンプ）



②受水タンク



③貯水タンク



※代表的な施設の写真を抜粋

④減圧槽



⑤減圧弁



⑥給水スタンド



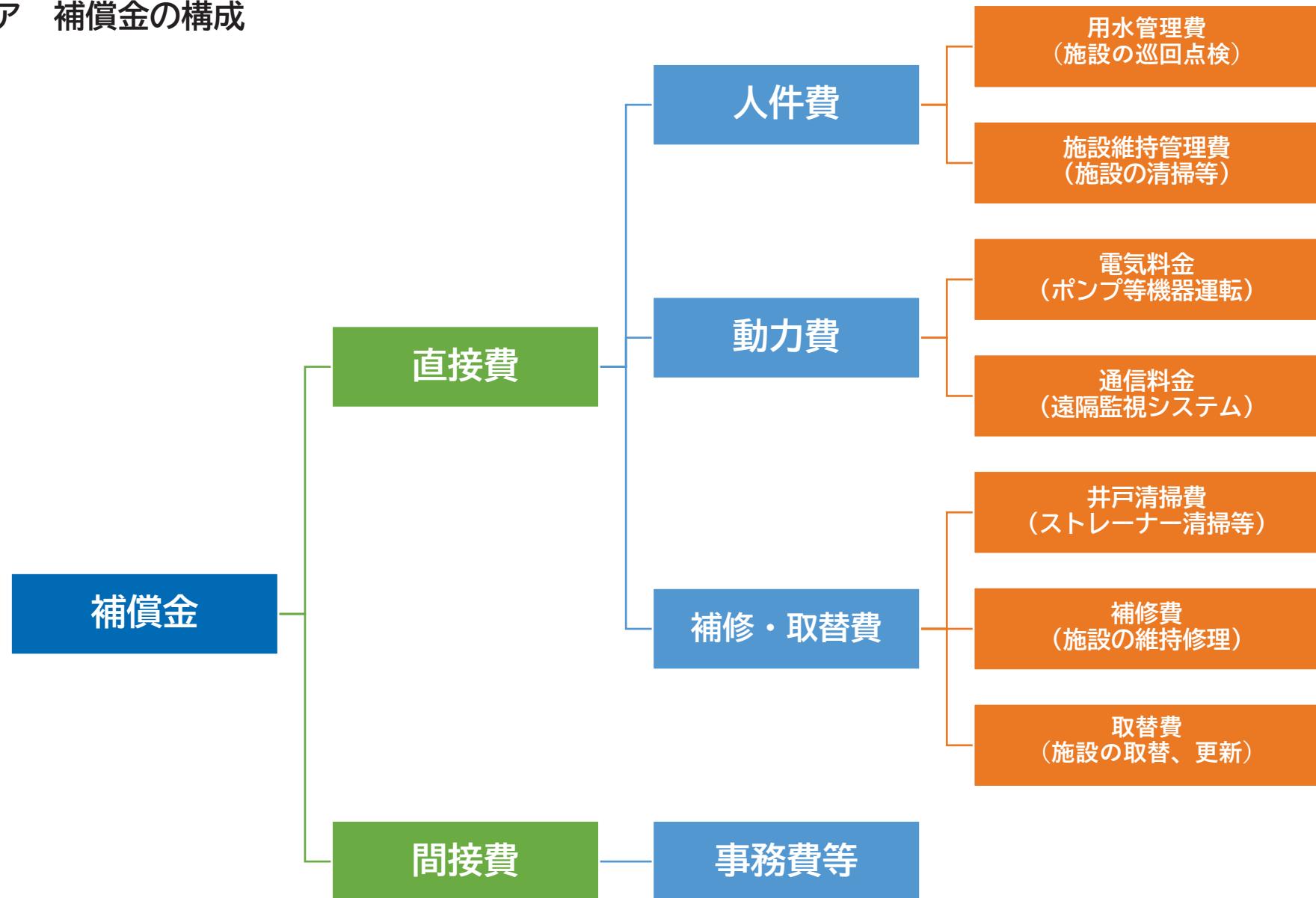
※代表的な施設の写真を抜粋

(4) 対策施設一覧

地区	水源		水槽		送水管	配水管	減圧槽	減圧弁	給水スタンド
	井戸	トンネル湧水	受水タンク	貯水タンク					
現川地区	11	1	7	14	4,800	13,500	1	2	5
榎木地区	0	1	1	1	510	370	0	0	0
中里地区	3	0	1	1	500	150	0	0	1
船石地区	4	1	2	3	570	1,500	0	0	3
合計	18	3	11	19	6,380	15,520	1	2	9
	21箇所		30箇所		約21,900m		3箇所		9箇所

(5) 補償金の概要

ア 補償金の構成



イ 補償金の内訳

(単位 : 千円)

地 区	現川地区	榎木地区	中里地区	船石地区	合 計
人件費	563	334	103	175	1,175
動力費	7,494	197	747	1,581	10,018
補修・取替費	44,542	1,055	5,630	14,516	65,743
事務費等	7,890	238	972	2,441	11,541
補償金（年間）	60,490	1,823	7,451	18,714	88,477
補償金(概算額)※	1,550,000	50,000	200,000	500,000	2,300,000

※金額は機構と協議中のため概算額としている。

4 スケジュール

項目	年度	令和6年度(2024年度)												令和7年度(2025年度)										令和8年度(2026年度)													
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
対策施設の工事																																					
		鉄道・運輸機構																																			
基金条例の改正 (建設水道委員会) ・補正予算 (総務委員会)																																					
施設及び補償金 に係る機構との 補償契約																																					
対策施設の 用地買収 (建設水道委員会)																																					
対策施設の 維持管理																																					
		鉄道・運輸機構																						長崎市・水利組合													

※ スケジュールについては、変更が生じる場合があります。

現在